

平成27年度における国庫負担金等について

平成27年3月10日
子ども・子育て支援新制度施行準備室

『平成26年度予算』から『平成27年度予算案』の予算体系について

平成26年度予算

内閣府	一般会計	保育緊急確保事業費	1,043億円
-----	------	-----------	---------

厚生労働省	一般会計	保育所運営費	4,581億円
	特別会計	【年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定】	
		児童手当	14,178億円
		児童育成事業費補助金	659億円

文部科学省	一般会計	幼稚園就園奨励費補助金	339億円
		私立高等学校等経常費助成費補助金 幼稚園分	338億円

平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度で実施される小規模保育、利用者支援などの事業を先行的に支援することを目的として、平成26年度に内閣府において実施。

平成27年度予算案

内閣府	一般会計	子どものための教育・保育給付負担金	
		施設型給付費等	5,580億円
		民間の認定こども園、幼稚園、保育所が対象	
		地域型保育給付費	350億円
		小規模保育事業、家庭的保育事業 事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	
		子どものための教育・保育給付費補助金	
		認可化移行運営費支援事業	160億円
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	
		合計	6,090億円

内閣府	特別会計	【年金特別会計 子ども・子育て支援勘定】	
		児童手当等交付金	14,177億円
		子ども・子育て支援交付金	942億円
		利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 など	
		子ども・子育て支援整備交付金	143億円
		放課後児童クラブ整備	
		合計	15,262億円

厚生労働省	一般会計	保育対策総合支援事業費補助金	285億円
		保育緊急確保事業費補助金から、保育体制強化事業、 民有地マッチング事業、認可化移行調査費等支援事業、 認可化移行移転費等支援事業が移行。	

文部科学省	一般会計	幼稚園就園奨励費補助金	323億円
		私立高等学校等経常費助成費補助金 幼稚園分	303億円

1 上記のほか、保育所等整備に関しては、厚生労働省、文部科学省で実施される。
2 計数については、四捨五入の関係により端数において合計と合致しないものがある。

平成27年度における国庫負担金等のスケジュールについて

今後について

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、子ども・子育て支援法等に基づく国庫負担金等の交付について、内閣府、厚生労働省から市町村に対する直接補助形式により行うこととしておりますが、その執行事務の一部を都道府県知事に行っていただきたいと考えております。都道府県におかれましては、当該国庫負担金等の事務手続きに関する趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、文部科学省の補助金等にあつては、都道府県への直接補助形式となっております。

国庫負担金等の執行业務等のスケジュールに関しては、以下のスケジュール案で進めることとしておりますので、都道府県におかれましては、別冊資料の交付要綱案、実施要綱案に基づき、事務手続きの準備をしていただくとともに、管内市町村に対しまして情報提供していただきますよう、お願いします。

スケジュール案

国庫負担金等の執行のスケジュールは次のとおり。

「子どものための教育・保育給付費負担金」、「子どものための教育・保育給付費補助金」について 内閣府所管

平成27年 2月23日	「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の事前協議」に関する事務連絡の発出。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項に基づく都道府県知事の前協議 予算決算及び会計令第140条第3項及び国の債権の管理等に関する法律施行令第6条第1項に基づく都道府県知事の前協議 に関しての正式協議は、内閣府大臣官房会計課にて実施。
平成27年 3月10日	交付要綱案、実施要綱案の提示
平成27年 3月下旬	「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の正式協議」に関する通知を発出 に係るものを実施。
平成27年 4月下旬	交付要綱、実施要綱の発出予定
平成27年 5月中旬	交付申請書の提出予定
平成27年 7月下旬	交付決定の発出予定、資金交付予定

「子ども・子育て支援交付金」について 内閣府所管

(注) 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の協議」に関しては、P. 2の「 」と「 」の国庫負担金等と同一スケジュールで実施。

平成27年 3月10日	交付要綱案、実施要綱案の提示
平成27年 3月下旬	事前協議書の発出予定
平成27年 5月中旬	交付要綱、実施要綱の発出予定、事前協議書の提出予定
平成27年 6月中旬	事前協議に係る内示予定
平成27年 7月中旬	交付申請書の提出期限予定
平成27年 8月中	交付決定を予定
平成27年 9月中	資金交付予定

「子ども・子育て支援整備交付金」について 内閣府所管

(注) 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の協議」に関しては、P. 2の「 」と「 」の国庫負担金等と同一スケジュールで実施。

平成27年 3月10日	交付要綱案の提示
平成27年 3月下旬	「整備交付金に係る事前協議書」の提出依頼予定
平成27年 4月下旬	「事前協議書」の提出期限予定
平成27年 6月中旬	「整備交付金」に係る内示を実施予定
平成27年 8月末	交付申請書の提出期限予定
平成27年 9月以降	交付決定を予定

整備費であることから、資金交付にあっては、自治体と別途調整して実施。

「児童手当等交付金」について 内閣府所管

- (注;1) 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の協議」に関しては、P.2の「 」と「 」の国庫負担金等と同一スケジュールで実施。
- (注;2) 平成27年度から児童手当等交付金は内閣府所管となりますが、平成27年度も引き続き「厚生労働行政相互情報システム(WISHシステム)」を活用した交付申請等の業務を実施する予定。

平成27年 3月10日	交付要綱案の提示
平成27年 3月中旬	厚生労働行政総合情報システム(WISHシステム)に事前入力依頼の事務連絡発出予定。 入力等の期限等を通知予定。
平成27年 4月下旬	交付要綱の発出予定
平成27年 5月上旬	交付申請書の提出予定
平成27年 5月中旬	交付決定の発出予定
平成27年 5月下旬	資金交付予定

児童手当等交付金は、児童手当法上、5月下旬には資金交付しなければならないことから、スケジュールが前倒しになる可能性がある。

保育所等整備交付金について 厚生労働省所管

- 平成27年 2月23日 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の事前協議」に関する事務連絡の発出。
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項に基づく都道府県知事の前協議
予算決算及び会計令第140条第3項及び国の債権の管理等に関する法律施行令第6条第1項に基づく都道府県知事の前協議
に関しての正式協議は、厚生労働省大臣官房会計課にて実施。
- 平成27年 3月下旬 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の正式協議」に関する通知を発出
交付要綱案の提示
- 平成27年 4月中旬 「保育所等整備交付金に係る事前協議書」の提出依頼予定
- 平成27年 4月下旬 交付要綱の発出予定
- 平成27年 6月上旬 保育所等整備交付金に係る内示を実施予定
- 平成27年 6月下旬 地方厚生局へ交付申請書の提出予定
- 平成27年 7月下旬 地方厚生局より交付決定通知の発出予定

「平成26年度保育所等整備交付金(補正予算)」で内示を受けた施設は繰越事業となることから、「保育所等整備交付金」とは別に、新たに作成する「平成27年度保育所等整備交付金(平成26年度からの繰越分)」により、別途対応。
整備費であることから、資金交付にあっては、自治体と別途調整して実施。
詳細なスケジュールについては、別途調整中。

保育対策総合支援事業費補助金について 厚生労働省所管

- (注) 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の協議」に関しては、上記補助金と同一スケジュールで実施。
- 平成27年 3月中 交付要綱案、実施要綱案の提示
- 平成27年 3月下旬 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の正式協議」に関する通知を発出
- 平成27年 4月下旬 交付要綱、実施要綱の発出予定
- 平成27年 6月下旬 交付申請書の提出予定
- 平成27年 7月下旬 交付決定通知の発出予定
- 平成27年 8月中 資金交付予定

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について 厚生労働省所管

(注) 「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の協議」に関しては、P.5の「 」と「 」の国庫補助金と同一スケジュールで実施。

平成27年 3月中	交付要綱案、実施要綱案の提示
平成27年 3月下旬	「補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の正式協議」に関する通知を発出 事前協議書の発出予定
平成27年 4月下旬	交付要綱、実施要綱の発出予定 事前協議書の提出予定
平成27年 6月下旬	事前協議に係る内示予定
平成27年 7月下旬	交付申請書の提出予定
平成27年 8月中	交付決定通知の発出予定
平成27年 9月中	資金交付予定

「教育支援体制整備事業費交付金」について 文部科学省所管

平成27年 3月中	交付要綱案、実施要綱案の提示
平成27年 4月中旬	「教育支援体制整備事業費交付金に係る事業募集」の提出依頼予定
平成27年 4月下旬	交付要綱の発出予定
平成27年 6月上旬	「教育支援体制整備事業費交付金」に係る内示を実施予定 (内示後、各都道府県が市町村及び事業者に対し内示を実施)
平成27年 6月下旬	交付申請書の提出予定
平成27年 7月下旬	交付決定の発出予定 (交付決定後、各都道府県が市町村及び事業者に対し随時交付決定)

当交付金は、都道府県に対する直接補助であり、都道府県知事に事務の委任は行いません。
詳細なスケジュールについては、別途調整中。

「認定こども園施設整備交付金」について 文部科学省所管

平成27年 3月中	交付要綱案の提示
平成27年 4月中旬	認定こども園施設整備交付金に係る事業募集の提出依頼予定
平成27年 4月下旬	交付要綱の発出予定
平成27年 6月上旬	認定こども園施設整備交付金に係る内示を実施予定 (内示後、各都道府県が市町村及び事業者に対し内示を実施)
平成27年 6月下旬	交付申請書の提出予定
平成27年 7月下旬	交付決定の発出予定 (交付決定後、各都道府県が市町村及び事業者に対し随時交付決定)

当交付金は、都道府県に対する直接補助であり、都道府県知事に事務の委任は行いません。
資金の交付にあたっては、自治体・事業者と別途調整して実施。
詳細なスケジュールについては、別途調整中。

担 当 者 照 会 先 一 覧

【内閣府政策統括官(代表:03-5253-2111)】

子どものための教育・保育給付費負担金
子どものための教育・保育給付費補助金
子ども・子育て支援交付金
子ども・子育て支援整備交付金
児童手当等交付金

など、総括的な内容に関すること

担当: 子ども・子育て支援新制度施行準備室
石崎(内線38353)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局(代表:03-5253-1111)】

国庫負担金等の全般的なこと

担当: 総務課少子化対策企画室計画係
花山(内線7793)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

担当: 総務課少子化対策企画室子育て支援係
長谷川(内線7950)

子どものための教育・保育給付費負担金
子どものための教育・保育給付費補助金
保育対策総合支援事業費補助金
保育所等整備交付金

担当: 保育課予算係 國松、星田(内線7927)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局(代表:03-5253-1111)】

子ども・子育て支援整備交付金

担当: 育成環境課予算係 二ノ宮、竹入(内線7907)

児童手当等交付金

担当: 児童手当管理室財政第2係 堀江、末次(内線7914)

【文部科学省初等中等教育局(代表:03-5253-4111)】

教育支援体制整備事業費交付金

認定こども園施設整備交付金

担当: 幼児教育課振興係 横澤、小川(内線2374)

本連絡先は、平成26年度中のもので、

平成27年度以降については、4月にご連絡します。

參考資料

「子どものための教育・保育給付」について

一般会計（内閣府）

事業内容等

【事業内容】

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、支給認定を受けた小学校就学前の子どもが民間の認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する際に給付される「施設型給付」・「委託費」と、家庭的保育事業、小規模保育事業等の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法上に位置付けた上で給付される「地域型保育給付」を給付することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

【実施主体】

市町村（特別区含む）

給付内容等

平成27年度予算案 6,090億円

子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付費等）

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（負担金）

私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。

公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。

【補助率 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

子どものための教育・保育給付費負担金（地域型保育給付費）

市町村による認可事業（地域型保育事業）である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付

【補助率 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

子どものための教育・保育給付費補助金

認可を目指す認可外保育施設への運営費支援、幼稚園における長時間預かり保育の推進

【補助率 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4 国：1/2、指定都市・中核市：1/2】

子ども・子育て支援交付金について

年金特別会計子ども・子育て支援勘定（内閣府・厚労省共管）

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、）一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

妊婦健診については従前どおり（市町村10 / 10）

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】

1 / 3（都道府県：1 / 3、市町村：1 / 3）

従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例（都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み）については廃止。

対象事業等

平成27年度予算案 942億円

利用者支援事業【一部新規】
延長保育事業【一部新規】
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
多様な主体の参入促進事業【一部新規】
放課後児童健全育成事業【一部新規】
子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
一時預かり事業【一部新規】
地域子育て支援拠点事業
病児保育事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援整備交付金について

(旧放課後児童クラブ整備費)

年金特別会計子ども・子育て支援勘定(内閣府・厚労省共管)

事業概要

市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

平成27年度予算(案)における主な内容

整備箇所数 1,096か所

資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。

実施内容等

【実施主体】

市町村(特別区含む)

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

【補助率】

1/3 (大都市特例なし)

(国:1/3 都道府県:1/3 市町村:1/3

国:2/9 都道府県:2/9 市町村:2/9 社会福祉法人等:1/3

平成27年度予算案 143億円

平成27年度における児童手当制度について

年金特別会計子ども・子育て支援勘定（内閣府・厚労省共管）

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額（年収ベース） ・960万円未満		
手当月額	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降 :15,000円 中学生 一律10000円 所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
		実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施		
		支払期月	毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）		
費用負担	児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（平成25年度：1.5/1000）を乗じて得た額。				
		被用者	非被用者	公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3		
財源内訳 (27年度 予算案)	[給付総額] 2兆2,299億円 (2兆2,356億円) ()内は前年度予算額				
	(内訳) 国負担分 : 1兆2,356億円 (1兆2,377億円) 地方負担分 : 6,178億円 (6,188億円) 事業主負担分 : 1,821億円 (1,801億円) 公務員分 : 1,944億円 (1,990億円)				
その他	保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止の影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。特例給付の在り方についても、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。

保育所等整備交付金

一般会計(厚生労働省)

〔平成27年度予算案:554億円〕

【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。
(1/2 2/3)

【対象事業】

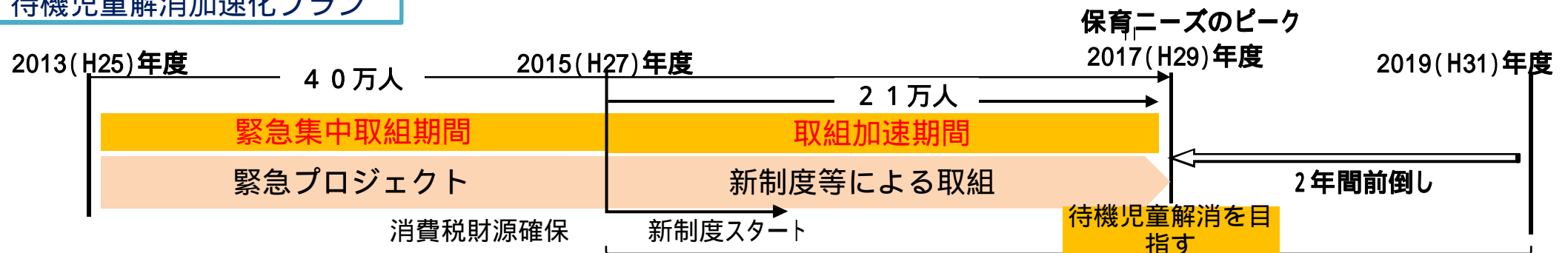
- 保育所緊急整備事業(51,753百万円)
 - ・ 保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む)の創設、増築、老朽改築等
 - ・ 待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業(3,678百万円)
 - ・ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市区町村

【補助率】 1/2 ()

待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、2/3

待機児童解消加速化プラン



市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(2015~2019年度)

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

保育士確保対策

保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】

認可外保育施設保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

保育所等保育士資格取得支援事業

保育教諭のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分)

修学資金貸付事業

職員用宿舍借り上げ支援事業

保育体制強化事業

保育士試験による資格取得支援事業【新規】

保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】

保育士試験追加実施支援事業【新規】

(参考)保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。

平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

保育士試験の年2回実施の推進
 保育士に対する処遇改善の実施
 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
 保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

4本の柱

人材育成

- ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
- ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
- ・国家資格としての保育士の専門性の向上

就業継続支援

- ・離職防止のための研修支援
- ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進

再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
- ・保育士マッチング強化プロジェクト

働く職場の環境改善

- ・処遇改善
- ・雇用管理改善を図るための取組の実施
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

【対象事業】

小規模保育等の改修等

賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
小規模保育改修費等支援事業
幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
認可化移行改修費等支援事業
家庭的保育改修費等支援事業

その他事業

民有地マッチング事業
認可化移行調査費等支援事業
認可化移行移転費等支援事業
広域的保育所等利用事業
認可外保育施設の衛生・安全対策事業
保育環境改善事業
家庭支援推進保育事業

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 3/4、2/3 ()、1/2、1/3、定額

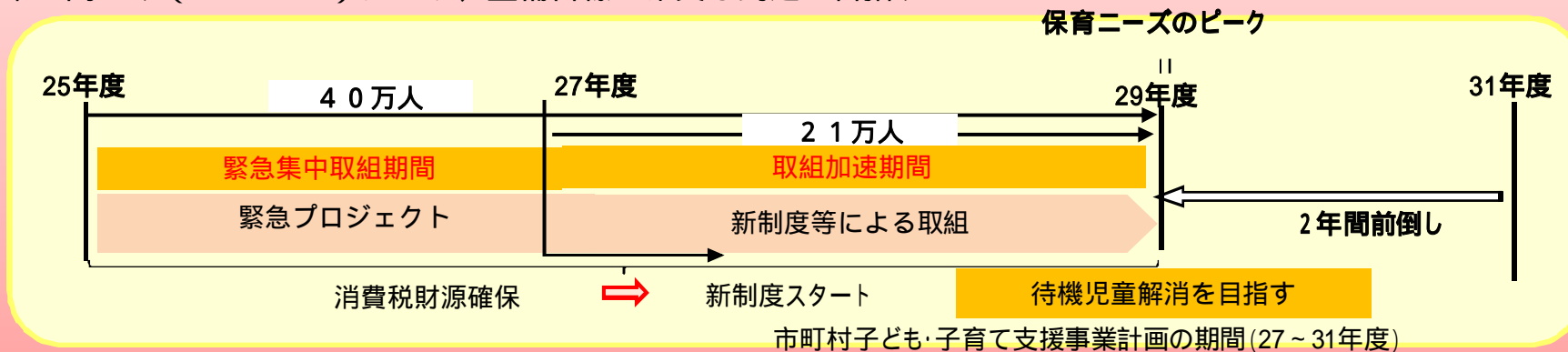
待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合

(参考)待機児童解消加速化プラン

意欲のある自治体を強力に支援し、

保育所等について、平成29年度末までに約40万人分の受け皿を新たに確保

補助率の嵩上げ(1/2 2/3)により、整備目標の確実な到達を目指す



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

一般会計(厚生労働省)

「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、現任の職員の資質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための新たな研修事業の枠組みを創設する。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 (平成27年度予算案: 22.3億円)

子育て支援員研修事業 (予算案: 6.5億円)

- ・ 育児経験豊かな地域の人材を主な対象として、その経験を活かし、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施
- ・ 研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業 (予算案: 15.7億円)

- ・ 子ども・子育て支援新制度において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が拡充されることに伴う、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うための各種研修を実施

【研修内容】

- ・ 保育の質の向上のための研修事業等
- ・ 家庭的保育者等研修事業
- ・ 病児・病後児保育事業研修事業
- ・ 放課後児童支援員等研修事業
- ・ 新規卒業者の確保、就業継続支援
- ・ 訪問型研修事業(一時預かり・延長保育等)
- ・ 病児・病後児保育事業研修(訪問型)事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

補助率: 国1/2、都道府県又は市区町村1/2

実施主体: 都道府県又は市区町村(民間団体に委託可)

子育て支援員研修については別途指定制も可(国庫補助対象外)

認定こども園等への財政支援

一般会計(文部科学省)

平成27年度予算案

13,484百万円

各都道府県が保有する安心こども基金(18,204百万円)と併せて事業を実施。基金を合わせた総額は31,688百万円

認定こども園施設整備交付金 11,757百万円

認定こども園施設整備費補助

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。
(新增改築、大規模改修等)

- ・幼保連携型認定こども園の幼稚園部分
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園施設整備費)
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
(保育所部分と一体的に行う幼稚園機能の施設整備)

補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化促進事業

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築)

- ・私立幼稚園の耐震化経費

補助率：国1/2、事業者1/2

既に認定こども園に移行した場合を含む。

教育支援体制整備事業費交付金 1,727百万円

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

免許状取得後1年以上勤務することが必要。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

補助率：(認定こども園の場合) 国1/2、事業者1/2
(その他幼稚園) 国1/3、事業者2/3

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。

補助率：国1/2、事業者1/2

都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。